

国北整水河第125号
(阿賀野川河川事務所長経由)

新潟東港地域水道用水供給企業団

令和3年2月1日付け新水企第52号で申請のあった阿賀野川水系阿賀野川等における水利使用（更新・変更）に関する河川法第23条及び第24条の許可（新潟東港地域水道用水供給企業団水道）については、別記により許可する。

令和3年9月8日

北陸地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別 記

水利使用規則(平成3年3月29日付け建設省北地河調発第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新潟県阿賀野市小松字茅ヶ峰5380番地先」を「新潟県阿賀野市小松字芳ヶ峰5380番地先」に改める。

第3条中「0.981m³/s」を「0.950m³/s」に改める。

第5条第2項中「7,000m³/s」を「6,650m³/日」に改める。

第8条第1項中「平成33年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

第11条中「北陸地方整備局長(以下「局長」という。)」を「北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長(以下「所長」という。)」に改める。

第12条を次のように改める。

(申請等の経由)

第12条 この水利使用規則により河川管理者に対してなすべき承認の申請、届出は所長を経由してしなければならない。

第13条中「局長」を「所長」に改める。